



平成 30 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 東急建設株式会社  
代表者名 取締役社長 飯塚 恒生  
(コード番号 1720 東証第 1 部)  
問合せ先 経営企画部長 小西 雅和  
(TEL 03-5466-5008)

## 当社取締役に対する株式報酬制度の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者である者を除きます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 15 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせします。

### 記

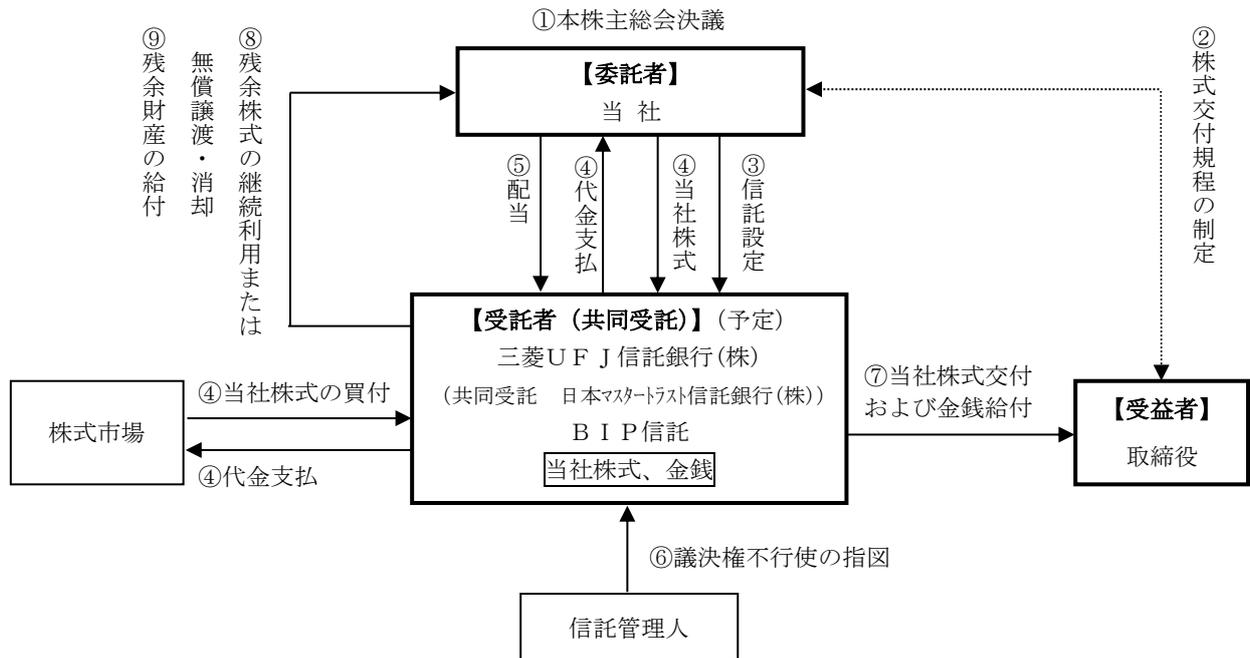
#### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、取締役を対象に、中長期的な業績向上および株主価値の最大化への貢献意識を一層高めることを目的に、透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において本制度の導入に関する議案の承認を得ることを条件といたします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。

本制度は、取締役の役位に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を取締役に交付および給付（以下「交付等」といいます。）する株式報酬制度です。

- ※ 本制度が導入された場合には、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬」により構成されます。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬については、監督機能の役割を担うことから引き続き「基本報酬」のみによって構成いたします。

## 2. B I P 信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、取締役に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得（当初は株式市場から取得）します。  
なお、本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規程に従い、信託期間中、取締役の役位に応じて取締役に一定のポイントが付与され、受益者要件を充足する取締役に対して、退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）の一定割合に相当する当社株式が交付されます。  
残りの累積ポイントに相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中の取締役の減少等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更延長および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を継続せず終了する場合には、信託費用準備金（信託報酬・信託費用等に充当するために、当社が拠出した資金）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社および取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。

なお、当社は、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総

会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、平成 31 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（下記（4）による本信託の継続が行われた場合には、以降の連続する 3 事業年度）を対象として、当社株式等について交付等を行う株式報酬制度です。

#### (2) 本制度の導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限および取締役に対して付与するポイントの総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、信託期間の延長を行う場合（下記（4）b）に定めます。）は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更延長および追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、累積ポイント（下記（5）に定めます。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

受益者要件は、以下の通りとなります。

- ① 対象期間中に取締役であること ※1  
（対象期間中に、新たに取締役になった者を含みます。）
- ② 取締役を退任していること、または海外赴任により国内非居住者となることが決定したこと ※2
- ③ 解任等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記（5）に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※1 信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

※2 信託期間中に受益者要件を充足する取締役が海外赴任により国内非居住者となることが決定した場合は、その時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。また、信託期間中に取締役が死亡した場合には、その時点で付与されている累積ポイントに相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当該取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

#### (4) 信託期間

##### a) 当初の信託期間

本制度に基づき設定する本信託の信託期間は、平成 30 年 8 月（予定）から平成 33 年 8 月（予定）までの約 3 年間とします。

##### b) 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（3 年間）と同一期間延長することがあります。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の本信託に残存株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

なお、この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

#### c) 本信託の終了の取扱い

信託期間の終了時に、受益者要件を充たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間を定め、本信託の信託期間を延長させることがあります。

### (5) 取締役が交付等が行われる当社株式の数

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、株式交付規程に従い、毎年、役位等に基づき付与されるポイントの累積ポイント数により定まります。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、交付等が行われる当社株式数を調整いたします。

### (6) 本信託に拠出する信託金の上限金額および付与するポイント総数の上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の合計額および本信託において取締役に付与するポイントの総数は、以下の上限に服するものとします。

#### a) 信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額

合計 138 百万円

※ 信託金の上限金額は、現在の取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用等を加算して算出しています。

#### b) 1事業年度当たり取締役に付与するポイント総数の上限

30,000 ポイント

※ 信託期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」といいます。）は、かかる1事業年度当たり取締役に付与するポイント総数の上限に、信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数（90,000株）が上限となります。

### (7) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記（3）の受益者要件を充足した取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式等の交付を、本信託から受けるものとします。

このとき、当該取締役は、累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りの累積ポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

### (8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社（自己株式処分）からの取得を予定しています。

なお、平成 30 年に設定する本信託による当初の当社株式の取得は、株式市場からの取得を予定しています。

**(9) 本信託内の当社株式の議決権行使**

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

**(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い**

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用等に充てられます。

**(11) 本信託の終了時の残余株式および配当金の残余の取扱い**

対象期間における取締役の減少等により、本信託の終了時（信託期間の延長が行われた場合には延長期間の満了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体へ寄附することを予定しております。

[ご参考]

【信託契約の内容】

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的   | 取締役に対するインセンティブの付与                                      |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））    |
| ⑤ 受益者     | 取締役のうち受益者要件を充足する者                                      |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦ 信託契約日   | 平成30年8月10日（予定）   |
| ⑧ 信託の期間   | 平成30年8月10日（予定）～平成33年8月31日（予定）                          |
| ⑨ 制度開始日   | 平成30年8月10日（予定）   |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しないものとします。   |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫ 信託金の上限額 | 138百万円（信託報酬・信託費用等を含みます。）                               |
| ⑬ 株式の取得時期 | 平成30年8月15日（予定）～平成30年9月20日（予定）                          |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）から取得<br>（当初は株式市場から取得）                 |
| ⑮ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑯ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- |          |   |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。                  |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上